

この非常勤職員募集については、次年度予算が成立することを前提とした募集内容となっております。募集開始時点では、次年度予算は成立しておりません。今後の状況により、今般の募集内容が変更となる可能性がありますことを御了承の上、御応募ください。

職 種	非常勤職員(特定商取引法執行専門職員)
勤務先	関東経済産業局 産業部 消費経済課
仕事の内容	<p>関東経済産業局消費経済課の職員が行う特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)の執行業務等について支援を行う。支援を行う具体的業務の例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政調査の端緒となるべき事項に関する分析及び特定商取引法及び預託法等取引に関する法律に係る問い合わせ対応 ・消費者からの聴取に係る調査 ・立入検査等の実施(宿泊を伴う出張あり)及び立入検査において入手した資料等の分析 ・その他消費経済課長が必要と認める業務
募集人数	1名
給 与	日給 15,350 円
任用予定期間	2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
勤務日(曜日) 及び勤務時間	<p>勤務日:週5日(土日祝休み) 勤務時間: 一日 7 時間 45 分 (昼休み 60 分除く) ※勤務時間帯は 8 時 30 分～17 時 45 分の間ににおいて応相談</p>
待 遇	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当別途支給、超過勤務手当支給、健康保険・厚生年金保険加入、雇用保険加入、出張旅費支給あり ・要件を満たす場合には年次有給休暇、期末・勤勉手当、退職手当あり
応募資格	<p>上記業務に従事するために必要な基礎的知識等を有していること。具体的には、以下の①～⑥のいずれも満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定商取引法の基本的知識を有する方。 ② 消費生活相談員(国家資格)、消費生活専門相談員(独立行政法人国民生活センター認定資格)、消費生活アドバイザー(一般財団法人日本産業協会認定資格)、消費生活コンサルタント(一般財団法人日本消費者協会認定資格)のいずれかの資格を有する方。 ③ 国、地方公共団体およびその他公共性のある団体等で消費者行政業務の経験を有する方。 ④ 基本的なパソコン操作(Word、Excel、Outlook 等)の操作ができる方。 ⑤ 適切かつ端的に丁寧な電話対応が能够すること。 ⑥ 協調性を有し、チームの一員として業務の遂行ができる方。 <p>※当局職員の指示の下、コミュニケーションを取りながら進めていただく業務となります。</p>

	<p>以下に該当する方は国家公務員になることができないため応募出来ませんのでご了承ください。</p> <p>(1)国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(2)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）</p>
応募方法	<p>電話もしくはメールにてご連絡の上、履歴書(写真貼付・A4 様式推奨)及び職務経歴書を下記連絡先へ電子メールに添付して送付あるいは郵送してください。メールでのご提出の場合は、顔写真のデータも必ず履歴書に添付のうえ、PDF/Word/Excel いずれかの形式で、お送りください。</p> <p>応募締切は 2026 年 2 月 6 日(金)17 時です。(ただし、応募多数の場合は早めに締め切らせていただく可能性があります。)</p> <p>※郵送の場合は封筒に朱書きで、電子メールの場合は件名に「特定商取引法執行専門職員」と朱書きで記載してください。</p> <p>※書類選考の上、通過者のみ個別に電話またはメールにてご連絡させていただき、面接を行います。</p> <p>※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p>
連絡先	<p>担当:関東経済産業局 産業部 消費経済課 総括係 今井・高城 電 話:048-600-0402 メールアドレス:bzl-s-kanto-shoukei@meti.go.jp 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 8 階</p>